

## 審議テーマ 2 「県直営施設のあり方検討について」

県行政改革大綱(H29～H31年度)実施計画

目標 2 「仕事の仕方」の改革

改革 6 民間活力やノウハウの効果的な活用

取組事項 公の施設におけるサービス向上

具体的な取組 ①公の施設のあり方検討の継続実施

### ① 公の施設のあり方検討の継続実施

#### ◆ 現 状（行革大綱実施計画策定時の状況）

公の施設（指定管理者制度導入施設を含む）については、各所管所属や施設等において、施設の必要性や運営方法、県民サービスの向上に向けた見直し・改善を実施している。

#### ◆ 課 題

時代や環境の変化に合わせて、施設の必要性や提供サービス等の見直しを引き続き行う必要がある。

また、施設の設置目的をより効果的・効率的に実現するための管理運営方法を引き続き検討する必要がある。

#### ◆ 改革内容

ア 県直営施設のあり方について検討する（施設の必要性、指定管理者制度導入、地方独立行政法人制度活用、業務の見直し等の検討）。

イ 指定管理者制度導入施設のあり方について検討する（施設の必要性、指定管理者制度継続、地方独立行政法人制度活用、業務の見直し等の検討）。

#### ◆ 取組目標

指標項目	目 標	H29年度実績
施設のあり方を検討した県直営施設数（原則3年ごとに検討実施）	51施設	42施設
施設のあり方を検討した指定管理者制度導入施設数	10施設	10施設

#### ◆ 目標達成に向けた取組内容

- ・ 県直営の公の施設については、3年ごとに施設のあり方及び指定管理者制度導入の検討を行うこととしており、平成29年度は検討実施の年にあたっていることから、県直営の施設（42施設）について、施設の必要性、指定管理者制度導入の検討及び業務の見直しなどを各施設所管所属において点検を実施した。
- ・ 指定管理者制度導入によるメリットが期待される7施設については、重点的に検討を行った。

<重点的に検討を行った施設 検討結果>

施設名	検討結果
青少年自然の家 (北毛、妙義、東毛)	施設のあり方検討 及び 指定管理者制度導入に関する具体的な検討を行う。
生涯学習センター	指定管理者制度導入について、具体的な検討を行う。
群馬会館	引き続き県の施設として存続させ、 県直営を維持する。
昭和庁舎	
県庁県民駐車場	